

平成 29 年 1 月 6 日

国土交通省 中部地方整備局

静岡国道事務所

「道路協力団体指定証」の交付式を開催

～【富士山朝霧高原景観管理協議会】が静岡県内で最初の道路協力団体に指定～

◆ 概 要

道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。

中部地方整備局では第1回の指定に向け、国が管理する直轄国道について公募を実施し、2団体を道路協力団体として平成28年12月27日に指定しました。

当事務所管内では、長年、富士宮市の国道139号沿線で清掃活動を行っている「富士山朝霧高原景観管理協議会」が静岡県内で初の道路協力団体として、中部地方整備局長から指定を受けました。

今回、指定を受けた「富士山朝霧高原景観管理協議会」へ道路協力団体指定証を渡す交付式を執り行いますのでお知らせします。

● 交付式日時及び開催場所

- 1) 日 時 平成 29 年 1 月 10 日(火) 15:00 ～
- 2) 場 所 静岡国道事務所2階 会議室(静岡市葵区南安倍2-8-1)
- 3) 指定団体 富士山朝霧高原景観管理協議会 会長 中込 文雄

1. 配布資料

別紙1(次第)、別紙2(指定団体概要)、別紙3(「道路協力団体制度」リーフレット)

2. 配布先

静岡県政記者クラブ、富士宮記者クラブ

3. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 副所長 伏木 章 尋
計画課長 加藤 正臣

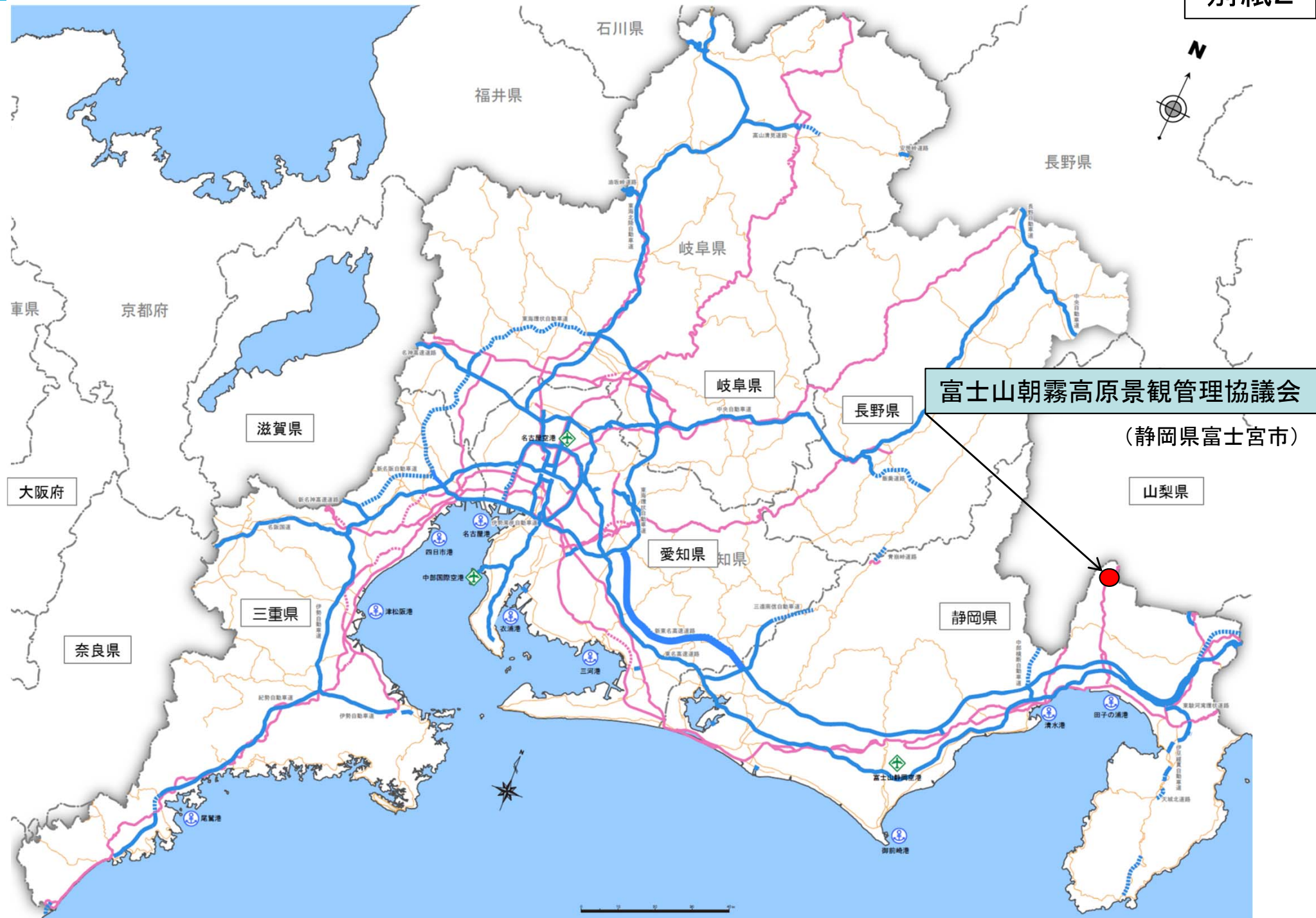
TEL 054-250-8900 FAX 054-252-5747

「道路協力団体指定証」 交付式 次第

静岡国道事務所 2 階 会議室
平成 29 年 1 月 10 日 15:00～

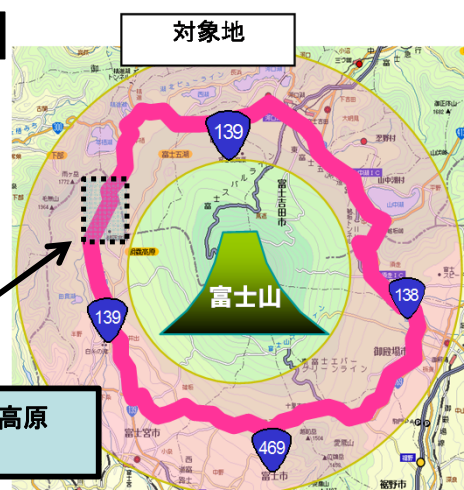
1. 開 式 (進行 静岡国道事務所 計画課長)
2. 出席者紹介
3. 道路協力団体指定概要
国土交通省中部地方整備局
静岡国道事務所長 前川 利聡
4. 道路協力団体指定証交付
5. 写 真 撮 影
6. 挨 拶
富士山朝霧高原景観管理協議会
会長 中込 文雄
事務局長 山内 秀彦
7. 閉 式

道路協力団体 指定団体概要(1/2)



- 名 称 : 富士山朝霧高原景観管理協議会
事務局 NPO法人地域づくりサポートネット
- 所 在 地 : 静岡県静岡市葵区安東2-22-24
- 代表者所属
及び氏名 : 会長 中込 文雄(富士宮市麓区 区長)
- 構成メンバー : 地元企業、NPO法人、富士宮市 4区長、
学識経験者等 約20名

【活動位置図】



【業務の内容】

- ・歩道等の除草・清掃
- ・食事施設、購買施設等の設置
- ・集約案内サインの設置の研究
- ・道路景観に関する普及・促進

※具体的な内容については今後道路管理者との協議の上決定します。

【これまでの活動状況】



H27年10月 除草活動実施状況

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

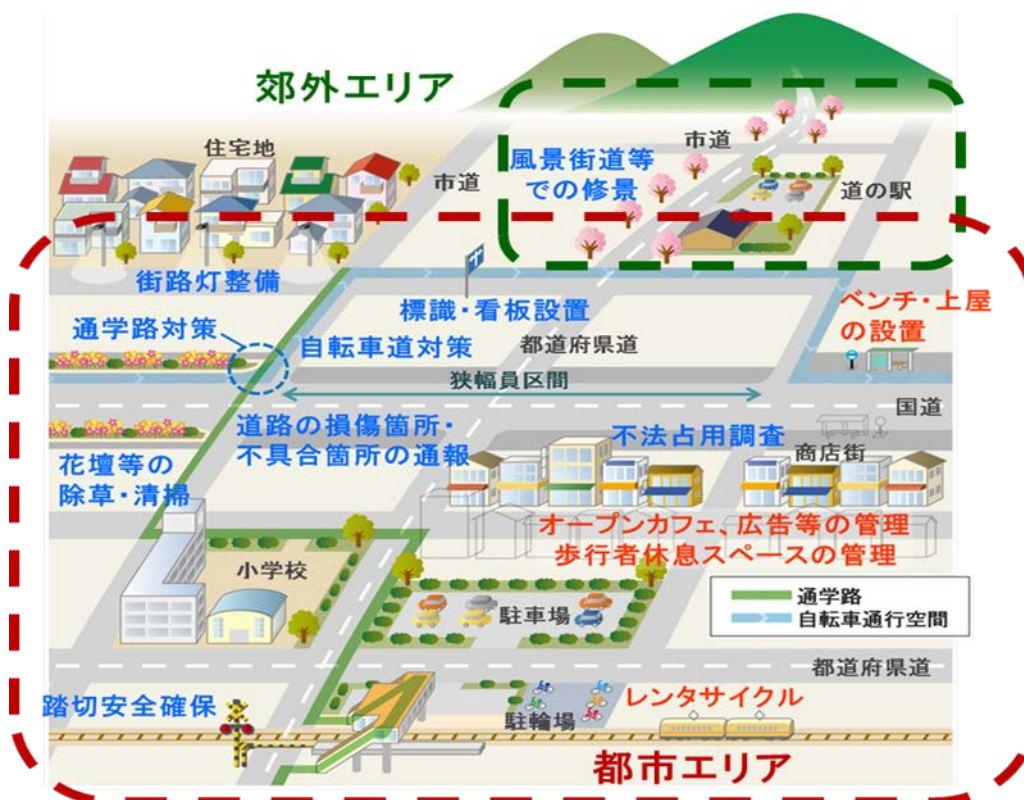
2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 20
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

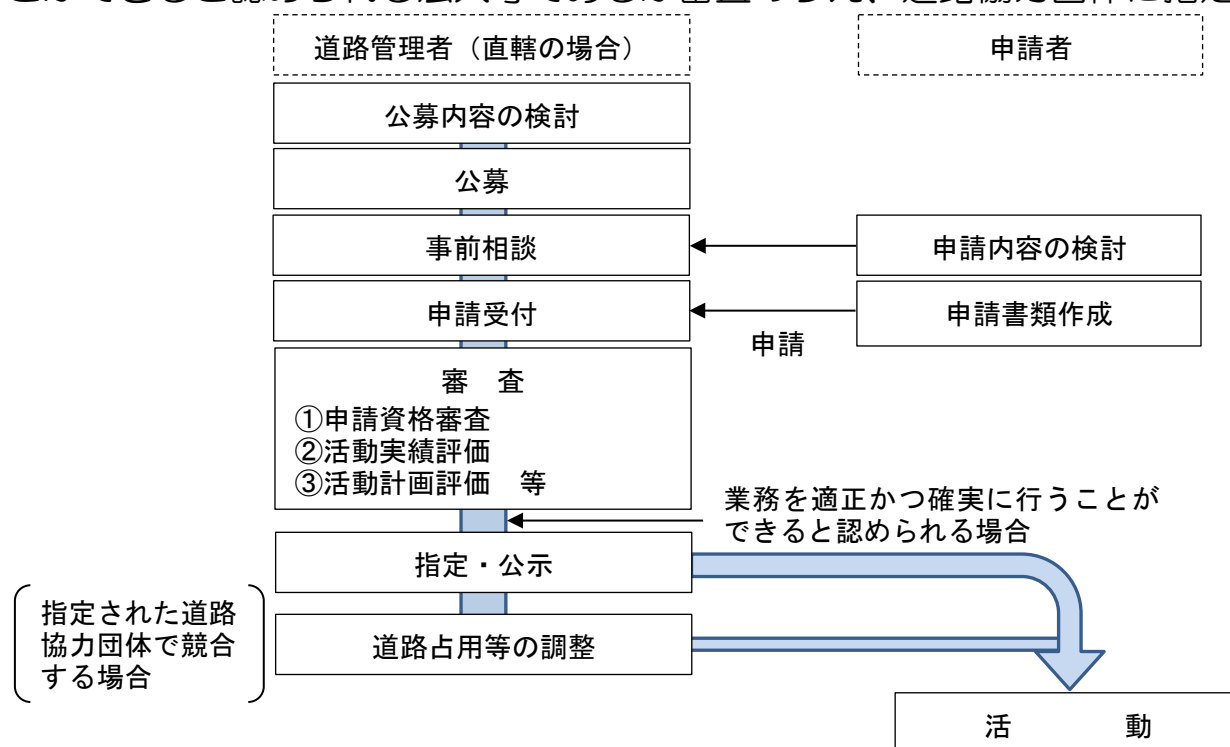
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。



問合せ先 中部地方整備局 道路部 計画調整課

電話番号 052-953-8171

<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/dourokyoryoku/index.html>